

令和2年6月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和2年6月18日（木）午後3時00分
(2) 閉 会 令和2年6月18日（木）午後6時00分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
第 2 会議録の承認について
第 3 会議の非公開の決定について
第 4 報告第1号 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 5 報告第2号 令和2年度三木市教育委員会事務局職員の人事異動について
第 6 第6号議案 三木市教育委員会職員の懲戒処分について
第 7 協議事項6 令和3年度使用教科用図書採択に係る三木市教育委員会の意見について
第 8 報告事項 図書館協議会委員の委嘱について
第 9 報告事項 文化財保護審議会委員の委嘱について
第10 報告事項 美術館協議会委員の委嘱について
第11 報告事項 学校園再開後の教育課程等の方針について
第12 報告事項 各課（室）の所管事項について
第13 そ の 他
第14 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	石 井 ひろ美
委 員	浦 崎 秀 一
委 員	大 北 由 美

委 員 實 井 政 治

5 欠席者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	石田英之
教育振興部長	横田浩一
教育総務課長	五百蔵一也
教育施設課長	長池陽作
生涯学習課長	河端康
図書館長	伊藤真紀
文化・スポーツ課長	金井善純
学校教育課長	坂田直裕
教育センター所長	橋本泰一
学校再編室長	鍋島健一
教育保育課長	辻田政顕
教育総務課係長	丸岡まや
教育総務課主事	大野剛史

7 傍聴者 1人

開 会

教育長が、令和2年6月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、浦崎委員と大北委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和2年5月定例会（20日開催）の会議録について委員

に諮り、第4号議案「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について」及び協議事項4「三木市立学校園の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校園づくりに関する方針）及び令和2年度三木市における学校業務改善の推進について」に対する発言内容について、修正を求める発言があった。このことについて教育長が委員に諮り、一部修正の上、承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、第6号議案は人事案件であり、協議事項6は、北播磨採択地区協議会において審議中の案件であり、公開で審議することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて同意された。

日程第4 報告第1号 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○坂田学校教育課長が、次のように説明した。

前回5月20日の教育委員会定例会において、令和2年度における学校園の教育課程の方針について協議いただいた。その中で、令和2年度の学期につき、1学期を4月1日から8月16日まで、2学期を8月17日から12月31日まで、夏季休業日を8月8日から8月16日まで及び冬季休業日を12月26日から翌年1月5日までとすることについて、方針決定をいただいた。これに伴い、早急に規則を整備する必要があるため、三木市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

臨時代理の内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学期及び休業日の期間を変更し、学校運営を行う必要があるため、令和2年度における学期及び休業日の特例として、「三木市立小学校、中学

校及び特別支援学校の管理運営に関する規則」を改正し、各学期の期間及び各休業日を変更した。次ページに、新旧対照表を掲載している。

(西本教育長) 前回の教育委員会定例会において、学期及び休業日の変更について方針を決定いただき、5月22日付けで規則を改正し、公布したものである。

日程第5 報告第2号 令和2年度三木市教育委員会事務局職員の人事異動について

○五百蔵教育総務課長が、次のように説明した。

令和2年度三木市教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、その承認を求める。

臨時代理の内容は、教育総務部文化・スポーツ課主任の網干達也を、6月1日付けで教育振興部教育・保育課主任に人事異動を行ったものである。

(西本教育長) 教育・保育課では業務量に対する人員不足が生じており、教育委員会全体でフォローするため、6月1日付けで教育委員会内において異動を行った。

(大北委員) 教育・保育課については、業務の質・量ともに多いと感じている。今回、網干主任が異動となり、1人増員となるが、来年度についてもこの増員のままという見通しか。

(西本教育長) 教育・保育課については、この2年間で職員を増員しているが、まだ業務量に対応できていないところがあった。このため、異動後の人員を教育・保育課の職員数とし、来年4月に文化・スポーツ課に配属する人材を確保したいと考えている。

日程第8 報告事項 図書館協議会委員の委嘱について

○伊藤図書館長が、次のように説明した。

三木市立図書館条例第5条第3項の規定に基づき、図書館協議会委員を下記のとおり委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の

一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

団体の役員交代のため、6ページの名簿にある1名を図書館協議会委員に委嘱した。委嘱期間は、令和2年6月1日から前任者の残任期間である令和3年5月31日までである。

日程第9 報告事項 文化財保護審議会委員の委嘱について

○金井文化・スポーツ課長が、次のように説明した。

三木市文化財保護条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

任期満了のため、8ページの名簿にある7名を文化財保護審議会委員に委嘱した。委嘱期間は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までである。

日程第10 報告事項 美術館協議会委員の委嘱について

○金井文化・スポーツ課長が、次のように説明した。

三木市立美術館条例施行規則第10条の規定に基づき、下記のとおり委嘱したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第5号の規定により報告する。

任期満了のため、9ページの名簿にある7名を美術館協議会委員に委嘱した。委嘱期間は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までである。

日程第11 報告事項 学校園再開後の教育課程等の方針について

○坂田学校教育課長が、次のように説明した。

学校園再開後の教育課程等の方針について、教育委員会6月定例会において審議をいただいたが、その後の状況に合わせ、方針を補完したものである。

1点目に、4番目の分散登校の期間について、6月1日から6月14日まで、隔日登校若しくは分散登校を実施することを明記した。

2点目に、6番目の学校給食の開始について、6月3日から実施可能とした。

3点目に、10番目の部活動について、6月1日から6月14日まで

は、感染予防を講じた上で、登校している生徒を対象に、平日2日、休日1日、各90分を上限として実施できることを追記した。

(大北委員) 学校では教科だけではなく行事を通しての教育も重要である。7番目の学校行事等について、(1)に「従来の形式での運動会、体育祭の体育的行事、音楽会、合唱祭、学習発表会、文化祭の学芸的行事は、今年度は実施しない」と書かれているが、「従来の形式」は学校によっても違い、それぞれの学校が判断することだと思うが、「従来の形式」の趣旨について、教育委員会の見解をお教えいただきたい。

(坂田学校教育課長) 例えば運動会であれば、大勢の保護者による見学、また、見学者と共にとる昼食では三密が予想され、十分な感染症対策を取ることが難しいと考えられる場合もある。ただ、学校の規模によって状況は異なるため、「従来の形式」と記載した。感染症対策を講じた形で開催を検討するという趣旨である。

(横田教育振興部長) 補足として、今年度については感染症対策と共に、授業時数の確保の観点もある。保護者に発表する観点があるため、従来は練習に相当の時間をかけている。感染症対策と合わせて授業時数の確保の点でも行事の見直しが必要であるため、このように記載した。

(大北委員) 感染症対策を講じながら、学習発表会、音楽会等、大規模にならないよう各学校で工夫し、児童生徒同士が教科の学習以外で、連帯感・達成感を得られるよう取組を検討いただけると理解してよいか。

(坂田学校教育課長) 子どもたちの発表の場は、学校教育の中でも重要な部分であると考えている。すでに学校からも相談があり、取組に向けて教育委員会も一緒に考えたい。

(大北委員) 続いて行事について2点お尋ねする。

1点目に、自然学校について、日帰りで2日実施するとあるが、目的と内容について、計画があれば教えていただきたい。

2点目に、トライやる・ウィークについて、「1日以上は実施する。」とあるが、これは学校の判断で日数を決めるということか。また、どのような実施内容が考えられるのか、実施内容は学校が考えるのかを教え

ていただきたい。

(坂田学校教育課長) 自然学校については、非日常的体験を自然の中で行う活動を考えるよう県から通知されている。自然学校は例年、三木ホースランドパークにおいて実施している。ホーストレッキングなど、三木ならではの活動に取り組んでおり、そういった活動を2日間の中に取り入れながら計画したいと思っている。

トライやる・ウィークについて、1日以上というのは、活動としては1日と考えている。事前事後の指導等も含め、1日以上とした。1人、多くても3人から4人ぐらいで1事業所へ行っていたところを、事業所にご理解いただければ10人から20人前後のグループを組み、仕事の内容についてご紹介いただくような活動、若しくは地域のボランティア活動とし、地域の清掃活動等を行う活動など、学校の実情に合わせて今後考えていくことで、トライやる・ウィークの実現を考えている。

(大北委員) 講師等にお世話になることが本当にできるか、今後の感染状況などもあり、大変難しい課題である。各学校にとって、この1日以上のトライやる・ウィークの実施は悩みどころであろうと考える。教育委員会においても相談にのり、サポートをお願いしたい。

(浦崎委員) 6番目の学校給食の開始について、「6月3日から実施可能とし、各学校の実情に応じて開始日を設定する。」とあるが、全ての学校において6月3日から開始しているのか。

(長池教育施設課長) 全ての学校において、6月3日から開始している。

(浦崎委員) 給食の実施や新しい新生活様式におけるマスク、手洗い、消毒など、教職員の負担はかなり重いと考える。学校により児童・生徒数の違いもあれば、校舎の大きさも違う。感染症対策において、各校の状況の把握を十分にされているのか。今後、第2波の場合の対応も含め、教育委員会の考えをお聞きしたい。

(坂田学校教育課長) 子どもたちが通常登校を始めたのが今週からであり、これまでの隔日登校とは状況も変わってくると考える。消毒作業など、これまでになかった教職員の負担が増えているのも事実である。さらに

細かく把握し、サポートできる方策を、人的なものも含め検討していきたい。

(浦崎委員) 緊急事態宣言があり、そして解除という形の中で、現場の実態も掴んでいると思われる。その状況の中で、具体的な指導が必要であるとする。教育委員会として慎重に動くと同時に、素早く的確な指示が出せる体制を取っていただきたい。

(坂田学校教育課長) これまでの教職員の状況や課題の設定等については、教育委員会でも把握している。生徒・児童が登校し、教職員に新しい負担が出てきたのではないかと考えている。このような状況下ではあるが、教職員の働き方改革についても、推進していけるように教育委員会でも検討する。

(大北委員) 部活動について、6月14日までのことについて書かれているが、15日以降の対応についてお聞かせいただきたい。また、総体が開催されると聞いている。総体は対外試合であると思っている。14日までについては対外試合を行わないとあるが、15日以降の部活動について教えていただきたい。

(坂田学校教育課長) 15日以降については、これまでの部活動の方針に沿って平日4日間、休日1日の活動日とし、平日1日、休日1日の週に2日間は、休養日を設けながら続けていくという従来の形に戻っている。公式の対外試合については、7月10日以降で設定するよう県が方針を出している。練習試合や合同練習等については、6月15日以降は行っても構わないという方針である。公式戦というよりも、公的な大会と捉えていただけたらと思う。総体については、現在中学校体育連盟と連携を図っている。残念ながら、東播・県・近畿・全国と繋がる大会は全て中止になっている。市内の大会だけは中学3年生のこれまでの活動を汲んで欲しいという要望を聞いており、開催に向けて準備を進めている。

(西本教育長) 現在、中学校体育連盟では、7月下旬を目途に開催したい意向があると聞いている。

(大北委員) 幼稚園のところで、園の再開について「令和2年6月1日から

再開し、1学期は6月1日から8月31日とし、」と記載されているが、1学期は6月1日からか。そうすると4月1日から5月31日までは何もないのか。

(横田教育振興部長) 通園の開始が、6月1日ということである。

(大北委員) 管理運営規則の中では幼稚園も含め、1学期というのは4月1日になっている。そのため1学期と表記するのであれば授業日や登園日ではなく、4月1日から臨時休園と書くのが正しいと考える。そうでなければ4月と5月が無くなってしまう。

(西本教育長) 幼稚園においては、「令和2年6月1日から再開する」のみとする。

日程第12 報告事項 各課の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○長池教育施設課長が次のように報告した。

6月4日現在の学校施設整備工事等の進捗状況について報告する。

みなぎ台小学校教室間仕切り及び空調設備新設工事実施設計・管理委託について、先日設計書が完成し、現在、工事の入札の手続きを進めている。委託業務について、設計は完了したが、工事中の施工管理も含んでいるため、今後も業務を続ける。また、工事について、今年度は夏休みが短縮されるため、予定していた工程を見直す必要がある。請負業者が決まり次第、学校、建築課等関係部署と細かく調整を図り、極力学校運営に支障が出ないように、安全に工事を進めたい。

(2) 生涯学習課報告事項

○河端生涯学習課長が次のように報告した。

公民館の状況を報告する。

主催事業について、3月4日から6月30日まで中止又は延期した。

7月以降、順次実施予定である。

開館・閉館について、5月31日まで閉館し、6月1日から開館した。運動目的の利用は開館後も行わず、6月15日から再開した。現在大きな混乱もなく運営されている旨、報告を受けている。利用者においても新しい生活様式を守られているとのことである。

公民館以外の状況について、まなびの郷みずほにおいても6月1日から開館し、別所ふるさと交流館も6月3日から開館した。この2館についても問題なく運営されていると報告を受けている。

実施した事業について報告する。

令和2年度三木市高齢者大学運営委員会を6月3日に、まなびの郷みずほにおいて開催した。前年度の事業決算報告、今年度の事業計画及び予算の審議を行った。

今後の予定として、高齢者大学の講座については、6月16日火曜日から開始する。出席状況は99%の出席率である。1年生は全員出席、2年生から4年生は、各学年1人ないし2人程度欠席されていると報告を受けている。高齢者大学大学院の講座については、6月25日から開始予定である。

(浦崎委員) 吉川公民館の耐震工事について、今年の7月から来年1月末まで行うと聞いている。公民館事業への影響はもちろんであるが、貸館業務についての影響も心配している。工事期間中は、一切の施設が使えないのか。

(河端生涯学習課長) 工事の内容にもよるが、部分的に使用可能である。進捗状況に応じ、影響のない場合は使用できることもある。ただし、工事が進むと騒音の問題などもあり、使いにくくなると想定する。その場合、代替施設については公民館において手配し、調整を行う。

(浦崎委員) 吉川町公民館の活動は、多岐多様にわたっていると思われる。その中で、適正な業務量になっているのか。昨年度までは館長が正職員であったが、今年度は再任用職員の館長と聞いている。現在、パート職員など、多様な働き方の職員がいるが、かなり苦勞するのではないかと心配している。

(河端生涯学習課長) 今年度から再任用職員が館長に就いたが、吉川町出身で行政経験も豊富な職員である。地域住民とも協力し、地域を盛り立ててくれると期待している。担当課においても、バックアップしていきたいと考えている。

(3) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

実施した事業として、6月1日から全面開館した。ただし、14日までは新型コロナウイルス感染予防対策のため、共用部分を閉鎖して開館し、15日から三密を避けて座席数を減らすなどの対策をした上で共用部分の閉鎖を廃止した。

ホームページの掲載について、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、外出を自粛している子どもたちのためにできることを職員で考え、2点実施した。1点目に、自由研究ヒントカードを掲載した。例年夏休み中に図書館内に設置しているものを、ホームページに掲載したものである。2点目に、ぬりえを掲載した。「読書金物のぬりえ」など3種類をホームページに掲載した。

定例で実施する事業について、ストーリーテリング、対面朗読、手話で本を読むについては、新型コロナウイルス感染予防対策のため、現在も中止している。おはなし会を6月20日から実施をする予定である。修理ボランティアは6月16日から、搬送ボランティアは6月6日から実施している。

(石井委員) 新型コロナウイルス感染予防対策について確認する。

1点目に、館内で読書する方や本の貸出に来られる方など、利用者に対して、現在行っている感染予防対策を教えてください。

2点目に、来館者が増えてしまった場合、人数制限等はされているのか。

(伊藤図書館長) 利用者が増え、館内の人数がある一定の人数になれば、人数制限することも考えている。今のところは、スムーズに利用されている。

(石田教育総務部長) 補足する。今回の感染予防対策として、通常は、1人10冊2週間以内の貸出としているところを、現在は、1人20冊3週間以内としている。これはできるだけ多くの本を読んでもらう目的もあるが、コロナ対策として利用者の来館回数を減らすため、普段よりも1度に多く貸し出し、貸出期間も長くとしている。

(西本教育長) 公民館等の利用の制限についても説明願う。

(石田教育総務部長) 社会教育施設全てにおいて、人と人の距離を多く取ることとしている。可能であれば2メートル、最小でも1メートルとガイドラインに明記されている。そのガイドラインに沿って公民館の貸室や学校の体育館において、利用者の人数を制限している。定員の定まっていない施設については、できるだけ2メートル距離をとるため、1人4平方メートルを基準とし、部屋の面積に応じて人数制限をしている。文化会館はホールにより定員が決まっており、ガイドラインで定員の2分の1とあるため、席を1つおきにすることで対応している。

(大北委員) 公民館などの利用について、掃除は使用者が掃除をして退出するというのが決まりになっていると思う。消毒についても、利用者がノブや机を拭くという決まりか。

(河端生涯学習課長) 開館に際し、利用者自身が利用した部屋の消毒を行うよう、お願いしている。それぞれの館に消毒液や雑巾を用意し、部屋の利用者にお渡しして拭いていただくことになっている。

(石田教育総務部長) 学校の体育館について、目的外使用で一般の方が利用されている。消毒液は施設が用意しているが、学校の体育館については、夜間や土日に使われることが多く、管理人もいないため、消毒液や雑巾を管理し、貸し出すことが難しい。消毒液を体育館に置いておくことについては、子どもたちが使ったり、手にしたりする可能性もあり、危険である。そのため、学校の施設については、利用者に消毒液や雑巾を自分たちで用意した上で消毒を行うようお願いしている。チェックリストの様式を作成し、利用後に使用報告書と合わせて提出してもらうことになっている。公民館等と学校で一部取扱いが違うが、基本的には利用者が消毒をするようお願いしている。

(石井委員) 体育館について、トイレも使用されると思うが、トイレの消毒はどうなっているか。

(河端生涯学習課長) トイレは共用部分であるため、職員が消毒するようにしている。ただ、消毒液については館の入口に置いている物のみであり、余裕があればトイレにも置くように検討する。利用者にトイレ掃除までは求めていない。

(石井委員) 学校は目的外使用であっても、トイレは利用されるかと思う。夜間の管理はどのようにされているのか。

(大北委員) トイレにおいても、感染の可能性がある。日中に教職員がいくら除菌をしても、夜間や休日の目的外使用で除菌ができていなければ、感染のおそれが出てくる。したがって、トイレについても、使用後の除菌をお願いしたい。

(長池教育施設課長) 学校のトイレについて、夜間の使用後に掃除までは今までからお願いしていない。今回のチェックリストにもその項目は入っていない。今後については考える必要があると考える。ドアノブや体育館の備品等使用物品については、利用者が消毒を行うよう説明にも記載しているので、そこへトイレについても使用後の清掃・消毒等文言を付け加えたい。

(4) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が次のように報告した。

実施した事業として、①美術館企画展、②三木市の花「さつき展」及び③少年スポーツ大会小学生陸上競技の部を挙げているが、いずれも新型コロナウイルス感染予防対策のために中止した。

今後の予定事業として、歴史資料館企画展は、6月1日から8月10日まで、「タイコと三木」と題し企画展を開催する。これは当初4月25日から6月21日の間に予定していた企画展であるが、予定を変更し、現在開催中である。

美術館常設展は6月2日から9月22日まで、堀光美術館の収蔵作品や寄託作品などを入れ替えながら展示し、常設展を開催している。美術館においては今年の前期に企画展を6つ予定していたが、全て翌年度へ延期されたため、常設展を開催するものである。

木彫フォークアートおおや i n 三木及び小松原ケンスケ個展についても来年度への延期が決定している。

紹介展示では、美術館で今年前期に予定していた木彫フォークアートおおや i n 三木及び三木市美術協会の日本画・書の部会展などの一部作品を紹介するコーナーを設けて7月4日から9月22日まで、紹介展示を行う予定である。

(5) 学校教育課報告事項

○坂田学校教育課長が次のように報告した。

臨時校園長会を5月22日に開催した。学校園再開後の教育課程や分散登校等について、説明並びに報告した。

次に、第3回定例校園長会を6月5日に開催した。内容は資料のとおりである。

今後の予定として、第4回定例校園長会を7月2日に開催する。

(石井委員) 校園長会について願います。学校園が再開され、コロナ対策により生活様式が変わりつつある中で、出てきた課題や成功事例など、校園長会において報告があれば、次回の教育委員会定例会で聞かせていただきたい。

(坂田学校教育課長) 校園長会とは別に、校園長研修会が開かれる。その会で、報告すべき案件が挙げれば、教育委員会定例会で報告させていただく。

(6) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が次のように報告した。

実施した事業を報告する。

①動画配信については5月末で13本配信し、のべ視聴回数は3,117回あった。なお、本日付けでは本数は変わらず、のべ視聴回数は3,245回である。

相談事業について、不登校対策として適応教室を6月1日から開いている。通級生は、現在2名である。その他に見学者が3名来ている。昨年度まで適応教室に通っていた児童・生徒のうち、学校に通学し始めた児童・生徒が大変多く、臨時休校が結果的に良い結果に結びついたと感じている。

青少年センター事業について、訂正をお願いする。今後の予定中、④番第1回学校・警察・事業者連絡会及び⑧番青少年健全育成啓発活動、第1回ママさんパトロール、⑨番補導委員会第1回管外研修会、⑩番北播磨補導委員統一活動について中止が決定している。多数の関係者が集まる事業であるため、中止となった。

(大北委員) 国のG I G Aスクールの実施が、前倒しになると聞いている。

G I G Aスクールの実施により今年度中にどのような教育活動ができるのか、夏休みが短い中、教育職員がG I G Aスクールの研修時間を取れるのか、期待される効果や予想される課題についてお聞かせ願う。

(橋本教育センター所長) G I G Aスクールについては、今年度中に行うことが2点ある。

1点目が、ネットワークの通信速度を高速にし、多くの端末に繋げるようにする。

2点目に、1人1台のタブレット端末を使うためのルール作りである。パソコンと違い、タブレットは手元にあるため、いつ使うのか、どんな目的で使うのか、使う時と使わない時をしっかりと区別する必要がある。一定のルールを初めに決め、今後タブレット端末を使いながら、児童・生徒と教職員でルールを決めていく。尚且つ、家庭においてもルールを作ることが、これからの大きな課題と考える。

また、教職員においては、タブレットを使う技能と同時に、情報活用能力を児童・生徒以上に身に付けなければならない。研修時間の確保が難しい状況にあるが、集合研修だけでなく、学校へ出向いての校内研修など、全教職員が受講しスキルアップできるよう今年1年かけて取り組みたいと考えている。年内には1人1台のタブレットを配布する予定のため、可能な限り速やかに使用できるようにしたい。

(大北委員) 家庭によってネット環境が違うが、どのように対応するのか。

(橋本教育センター所長) 市でW i - F iのルーターを買い上げ、ネット環境の無い家庭に貸し出すという補助を、国で打ち出している。三木市においてもその補助を活用し、W i - F iの整備をしていきたいと考えている。通信料については、各家庭の負担となる予定である。今後、国・県において補助メニューなどが作られる可能性もあるが、現時点においては無い状況である。まずは各家庭で契約すれば、ネットに接続できる状態にしたいと考えている。

(浦崎委員) 昨年度末まで不登校だった児童生徒が23名、学校に戻ったと資料にあるが、良い成果であるため、教育委員会定例会においても資料に記載できないか。

(橋本教育センター所長) 教育センターとして扱っているのが適応教室に通っている児童・生徒数であり、23名というのは一部の児童・生徒数である。

(石井委員) 今回、長期休暇を経ての学校への復帰について、分析をお願いしたい。今後、再度休校の可能性もある。良い影響があるなら、今後の参考にさせていただきたい。

(大北委員) 復帰人数の増加について、学校の努力の積み上げがあった上で休校があったからである。学校への労いの気持ちとともに、長期の臨時休校により児童生徒の心の変容にどのような影響があったかを聞き取り等していただきたい。

(7) 学校再編室報告事項

○鍋島学校再編室長が次のように報告した。

実施した事業として、小中連携・一貫教育について、推進委員会を各中学校区で開催しているが、各中学校区に学校再編室の担当職員が赴き、小中一貫教育の意義等を説明の上、話し合いを行った。

閉校事業の説明会について、令和3年4月の統合に関係する学校が5校ある。中吉川小学校、東吉川小学校、上吉川小学校、志染中学校及び緑が丘中学校であるが、緑が丘中学校を除く4校において、閉校事業を進めている。補助金を予算化しているため、適正な執行のための説明を目的に、4校区で開催する予定である。

中吉川小学校区の通学に関する意見交換会について、対象の8地区は徒歩通学を予定している地区であるが、保護者から様々な意見をいただいた。登下校の不安や、見守り隊による引率の要望などが挙げられた。

今後の予定を報告する。志染・緑が丘中学校区の通学安全部会を6月23日に志染町公民館で実施する予定である。通学バスの運行を中心に通学方法のあり方について協議する。

次に東吉川小学校の学校再編に係るよかわ認定こども園保護者との懇談会について、開催日を7月6日で調整中である。当初は3月4日の開催を予定をしていたが、延期となっていた。統合時期について保護者と話し合う予定である。

(8) 教育・保育課報告事項

○辻田教育・保育課長が次のように報告した。

実施した事業を報告する。

6月2日に公立幼稚園・認定こども園の入園式を行った。園については6月1日に再開した。翌6月2日に各園で入園式を行っている。入園式は15分程度で行い、参加対象者は、入園児及び保護者のみとし、規模縮小の上開催した。

保育協会の理事会について、当初4月に行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で6月4日に初めての理事会を開催した。新型コロナウイルス感染症予防にかかる各園の取組及び注意点、また施設運営について情報交換を行った。

公立認定こども園・保育所長連絡会について、保育協会理事会と同様の内容で開催した。

今後の予定は、7月2日に保育協会の理事会と公立認定こども園・保育所長連絡会を開催する。

特定教育・保育施設評価委員会について、これも年度当初に開催する予定であったが延期されたため、7月9日に今年度初めての委員会を開催する。今年度の就学前施設の評価スケジュールや内容等について協議を行う。

日程第13 その他 なし

日程第14 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催日程について諮り、令和2年7月22日午後3時から開催することを決定した。

(非公開)

日程第 6 第 6 号議案 三木市教育委員会職員の懲戒処分について

日程第 7 協議事項 6 令和 3 年度使用教科用図書採択に係る三木市教育
委員会の意見について

第 6 号議案及び協議事項 6 は、三木市教育委員会会議規則第 5 条第 1
項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第 3 1 条
の規定により、内容については記載しない。

教育長が、第 6 号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

閉 会

教育長が、令和 2 年 6 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和2年6月三木市教育委員会定例会会議録】

教育長

署名委員

署名委員